（金融危機対応会議令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改める。

一　金融危機対応会議令（平成十二年政令第二百六十号）第三条

二　金融機能強化審査会令（平成十六年政令第二百四十一号）第二条

三　事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第十九条

（自動車損害賠償責任保険審議会令の一部改正）

第四条　自動車損害賠償責任保険審議会令（平成十二年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「監督局」を「資産運用・保険監督局」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三条第一項に規定する監督総括審議官、政策立案総括審議官若しくは審議官又は同令第四条第一項に規定する公文書監理官若しくは参事官

第十三条第一項第九号中「審判官」の下に「、金融庁組織令第三条第一項に規定する監督総括審議官、政策立案総括審議官及び審議官並びに同令第四条第一項に規定する公文書監理官及び参事官」を加える。

第十五条第一項第五号中「、同条第二項に規定する職」を削り、同項第九号中「金融庁長官」の下に「、金融国際審議官」を加える。

別表第一金融庁の項の下欄を次のように改める。

金融庁（企画市場局、銀行・証券監督局、資産運用・保険監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会を除く。）	金融庁長官　金融国際審議官　金融庁の次長
企画市場局 銀行・証券監督局 資産運用・保険監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局 公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	

別表第二金融庁の項を次のように改める。

金融庁企画市場局　銀行・証券監督局　資産運用・保険監督局　証券取引等監視委員会 公認会計士・監査審査会	

（罰則に関する経過措置）

第六条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十七号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第九条第三号中「、情報通信機器」を「並びに情報通信機器」に、「、福祉用具及び」を「及び福祉用具並びにこれら以外の機械器具（自動車、特殊自動車、産業車両及び航空機を除く。）でロボットであるもの並びに」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。

第七十四条第四号を削る。

第八十条中「情報技術利用促進課」を「情報処理システム開発・ロボット課」に改める。

第八十二条第一号中「及び情報技術利用促進課」を削り、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関すること。

三　情報処理技術者試験の実施その他情報処理の促進に必要な知識及び技術の向上に関すること。

第八十二条に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、情報処理の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第八十四条を次のように改める。

（情報処理システム開発・ロボット課の所掌事務）

第八十四条　情報処理システム開発・ロボット課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌事務のうち情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関すること。

二　第九条第三号及び第十五号に掲げる事務であって、次に掲げる物資でロボットであるものに関するものに関すること。

工作機械、繊維工業用機械、鉱山用機械、化学工業用機械、合成樹脂加工機械、建設土木用機械、荷役運搬用機械、印刷製本機械、包装荷造機械、ミシンその他鉱工業用機械

農業機械器具、水産機械、林産機械、食料品加工機械、蚕糸機械、醸造機械、たばこ製造機械及び製材木工機械

重電機器以外の電気機器

半導体生産装置

三　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。

第八十五条第一号中「電気機器（重電機器」を「重電機器以外の電気機器（ロボットであるもの」に改め、「半導体生産装置」の下に「（ロボットであるものを除く。）」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附　則

この政令は、令和八年八月五日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗